

2025年9月5日

株式会社 佐賀共栄銀行

破産管財人等口座開設手数料の新設について

株式会社 佐賀共栄銀行（頭取 二宮 洋二）は、下記のとおり、破産管財人口座等の開設手数料を新設しますので、お知らせいたします。

何卒ご理解をいただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設手数料の名称

破産管財人等口座開設手数料

2. 新設日

2025年10月1日（水）

※2025年10月1日の受付分から手数料を適用いたします。

3. 対象口座（個人、法人等を問わず）

- ・破産管財人名義の口座
- ・相続財産清算人名義の口座（相続財産管理人名義の口座）
- ・不在者財産管理人名義の口座
- ・遺言執行者名義の口座
- ・再生債務者名義の口座

※既存の口座から上記口座へ名義変更する場合も対象とします。

4. 手数料金額

口座開設1件あたり16,500円（税込）

以上

本件に関する問合せ先
事務統括部 山口 Tel 0952-22-2244